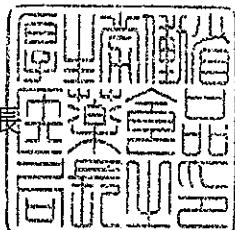




薬食発第 0327003 号  
平成 21 年 3 月 27 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医薬食品局長



### 薬事法関係手数料令の一部を改正する政令の施行について

薬事法関係手数料令の一部を改正する政令(平成 21 年政令第 61 号)（【別添 1】参照）が本年 3 月 27 日に公布され、4 月 1 日より施行されることとなった。

本改正の趣旨、各手数料区分等の取扱い及び留意事項について、下記のとおり定めたので、貴職におかれでは、下記の事項に御留意の上、貴管下関係業者等に周知徹底を図られたい。

なお、この通知において、薬事法（昭和 35 年法律第 145 号）を「法」と、薬事法施行令（昭和 36 年政令第 11 号）を「令」と、薬事法関係手数料令の一部を改正する政令による改正前の薬事法関係手数料令（平成 17 年政令第 91 号）を「旧手数料令」と、改正後の薬事法関係手数料令を「新手数料令」とそれぞれ略称する。

また、旧手数料令と新手数料令における手数料の額については【別添 2】を参照されたい。

記

#### 第一 改正の趣旨

独立行政法人医薬品医療機器総合機構（以下「機構」という。）における医療機器の承認審査に関する体制の充実強化のため、医療機器の製造販売の承認の申請等に係る手数料区分を見直し、医療機器のリスクによる分類等に基づいた区分に細分化するものである。

また、医薬品、医療機器等の製造業の許可、製造販売の承認の申請等に係る国及び機構に納める手数料の額について、人件費、物件費等の実費を勘案して改定するものである。

## 第二 改正の概要

新手数料令において細分化された各手数料区分については、次の点に留意すること。

### 1 第7条関係（国に納めなければならない手数料）

#### (1) 用語の定義

この通知において用いる用語は、以下のとおりとする。

##### ① クラス分類

ア クラスIV

高度管理医療機器のうち、令第80条第2項第7号ハに掲げるもの

イ クラスIII

高度管理医療機器（令第80条第2項第7号ハに掲げるものを除く。）

ウ クラスII

管理医療機器

エ クラスI

一般医療機器

##### ② 新医療機器等、改良医療機器、後発医療機器の分類

ア 新医療機器等

既に製造販売の承認を与えられている医療機器（法第14条の4第1項第1号及び第2号に規定する再審査期間を経過していないものを除く。）

以下この通知において「既承認医療機器」という。）と構造、使用方法、効能、効果又は性能が明らかに異なる医療機器

イ 改良医療機器

「新医療機器等」又は「後発医療機器」のいずれにも該当しない医療機器

ウ 後発医療機器

既承認医療機器と構造、使用方法、効能、効果及び性能が同一性を有すると認められる医療機器

#### (2) 第7条第1項第1号ニ関係

法第14条第1項又は第19条の2第1項に基づく医療機器の製造販売の承認の申請に係る手数料の区分については以下のとおりである。

① ニの(1)から(4)までの対象となる医療機器は、旧手数料令第7条第1項第1号ニ(1)に掲げる医療機器と同様、申請時に臨床試験の試験成績に関する資料の添付が必要であり、

ア ニの(1)は、「クラスIV」の「新医療機器等」であるもの

イ ニの(2)は、「クラスIV」の「改良医療機器」であるもの

ウ ニの(3)は、「クラスIII」又は「クラスII」の「新医療機器等」であるもの

エ ニの(4)は、「クラスIII」又は「クラスII」の「改良医療機器」であるもの

② ニの(5)又は(6)の対象となる医療機器は、旧手数料令第7条第1項第1号ニ(2)に掲げる医療機器と同様、申請時に臨床試験の試験成績に関する資料の添付が必要ではなく、法第14条第2項第3号（法第19条の2第5項において準用する場合を含む。）の審査に係る基準（以下「承認基準」という。）が定められている医療機器であり、

ア ニの(5)は、「クラスIV」の「改良医療機器」又は「後発医療機器」であるもの

イ ニの(6)は、「クラスIII」又は「クラスII」の「改良医療機器」又は「後発医療機器」であるもの

③ ニの(7)から(9)までの対象となる医療機器は、旧手数料令第7条第1項第1号ニ(3)に掲げる医療機器と同様、申請時に臨床試験の試験成績に関する資料の添付が必要ではなく、承認基準が定められていない医療機器であり、

ア ニの(7)は、「クラスIV」の「改良医療機器」であるもの

イ ニの(8)は、「クラスIV」の「後発医療機器」であるもの

ウ ニの(9)は、「クラスIII」又は「クラスII」の「改良医療機器」又は「後発医療機器」であるもの

### (3) 第7条第1項第2号ニ関係

法第14条第9項（法第19条の2第5項において準用する場合を含む。）の承認事項の一部変更承認の申請に係る手数料の区分については以下のとおりである。

① ニの(1)の対象となる医療機器は、前号ニの(1)から(4)までに掲げるもの

② ニの(2)の対象となる医療機器は、前号ニの(5)又は(6)に掲げるもの

③ ニの(3)の対象となる医療機器は、前号ニの(7)から(9)までに掲げるもの

### (4) その他

承認基準の定められている体外診断用医薬品を組み合わせて一体となった体外診断用医薬品（以下「シリーズ申請品目」という。）については、平成17年3月30日薬食発第03300018号厚生労働省医薬食品局長通知「薬事法関係手数料令の全部を改正する政令等の施行について」において、その取扱いを示してきたところであるが、その承認取得後に構成製品を追加するための申請及び新規にシリーズ申請品目の申請を行う場合の手数料は、第7条第1項第1号イ(13)に掲げる額とする。

なお、機構に納めなければならない手数料（第17条第1項第1号及び第2号関係）については、従前のとおりとする。

## 2 第17条関係（機構に納めなければならない手数料）

### (1) 第17条第1項第1号ニ関係

法第14条の2第1項（法第19条の2第5項及び第6項において準用する場合を含む。）の審査のうち、法第14条第1項又は第19条の2第1項の承認についての審査に係る手数料の区分については以下のとおりである。

- ① ニの(1)から(4)までの対象となる医療機器は、旧手数料令第17条第1項第1号ニ(1)に掲げる医療機器と同様であり、  
ア ニの(1)は、「クラスIV」の「新医療機器等」であるもの  
イ ニの(2)は、「クラスIV」の「改良医療機器」であって、申請時に臨床試験の試験成績に関する資料の添付が必要なもの  
ウ ニの(3)は、「クラスIII」又は「クラスII」の「新医療機器等」であるもの  
エ ニの(4)は、「クラスIII」又は「クラスII」の「改良医療機器」であって、申請時に臨床試験の試験成績に関する資料の添付が必要なもの
- ② ニの(5)又は(6)の対象となる医療機器は、旧手数料令第17条第1項第1号ニ(2)に掲げる医療機器と同様、申請時に臨床試験の試験成績に関する資料の添付が必要ではなく、承認基準が定められている医療機器であり、  
ア ニの(5)は、「クラスIV」の「改良医療機器」又は「後発医療機器」であるもの  
イ ニの(6)は、「クラスIII」又は「クラスII」の「改良医療機器」又は「後発医療機器」であるもの
- ③ ニの(7)から(9)までの対象となる医療機器は、旧手数料令第17条第1項第1号ニ(3)に掲げる医療機器と同様、申請時に臨床試験の試験成績に関する資料の添付が必要ではなく、承認基準が定められていない医療機器であり、  
ア ニの(7)は、「クラスIV」の「改良医療機器」であるもの  
イ ニの(8)は、「クラスIV」の「後発医療機器」であるもの  
ウ ニの(9)は、「クラスIII」又は「クラスII」の「改良医療機器」又は「後発医療機器」であるもの

(2) 第17条第1項第2号ニ関係

法第14条の2第1項（法第19条の2第5項及び第6項において準用する場合を含む。）の審査のうち、法第14条第9項（法第19条の2第5項において準用する場合を含む。）の承認事項の一部変更承認についての審査に係る手数料の区分については以下のとおりである。

- ① ニの(1)から(4)までの対象となる医療機器は、旧手数料令第17条第1項第2号ニ(1)に掲げる医療機器と同様であり、  
ア ニの(1)は、新手数料令第7条第1項第1号ニ(1)に掲げる医療機器  
イ ニの(2)は、新手数料令第7条第1項第1号ニ(2)に掲げる医療機器  
ウ ニの(3)は、新手数料令第7条第1項第1号ニ(3)に掲げる医療機器  
エ ニの(4)は、新手数料令第7条第1項第1号ニ(4)に掲げる医療機器
- ② ニの(5)又は(6)の対象となる医療機器は、旧手数料令第17条第1項第2号ニ(2)に掲げる医療機器と同様であり、  
ア ニの(5)は、新手数料令第7条第1項第1号ニ(5)に掲げる医療機器  
イ ニの(6)は、新手数料令第7条第1項第1号ニ(6)に掲げる医療機器
- ③ ニの(7)から(9)までの対象となる医療機器は、旧手数料令第17条第1

項第2号ニ(3)に掲げる医療機器と同様であり、

ア ニの(7)は、新手数料令第7条第1項第1号ニ(7)に掲げる医療機器

イ ニの(8)は、新手数料令第7条第1項第1号ニ(8)に掲げる医療機器

ウ ニの(9)は、新手数料令第7条第1項第1号ニ(9)に掲げる医療機器

(3) 第17条第2項第1号関係

法第14条の2第1項（法第19条の2第5項及び第6項において準用する場合を含む。）の調査のうち、書面による調査（法第14条第6項の規定による調査を除く。）であって、第14条第1項又は第19条の2第1項の承認についての調査に係る手数料の区分として、ヌからヲまでの対象となる医療機器は、旧手数料令第17条第2項第1号ヌからヲまでに掲げる医療機器と同様で、

ア ヌは、新手数料令第7条第1項第1号ニ(1)から(4)までに掲げる医療機器

イ ルは、新手数料令第7条第1項第1号ニ(5)又は(6)に掲げる医療機器

ウ ヲは、新手数料令第7条第1項第1号ニ(7)から(9)までに掲げる医療機器

3 施行期日

平成21年4月1日から施行する。



(号外) 独立行政法人国立印刷局

## 〔省令〕

## 〔告示〕

- 会社法施行規則、会社計算規則等の一部を改正する省令(法務七)
- 法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則等の一部を改正する省令(同八)
- 租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令(財務八)
- 職業能力開発促進法施行規則の一部を改正する省令(厚生労働四八)
- 介護保険法施行規則の一部を改正する省令(同四九)
- 健康保険法施行規則の一部を改正する省令(同五〇)
- 相続税法第四十一条の規定に基づき國庫に帰属した国債の買入消却に関する件(同九三)
- 薬事法第五十条第十号等の規定に基づき使用の期限を記載しなければならない医薬品等の一部を改正する件(同一六)

- 鶏卵の表示に関する公正競争規約を認定した件(公正取引委六)
- 健康保険印紙の形式の全部を改正する件を改正する件(財務八八)
- 国債証券買入銷却法第一条の規定による国債の買入消却に関する件(同八九く九二)
- 相続税法第四十一条の規定に基づき國庫に帰属した国債の買入消却に関する件(同九三)
- 労働安全衛生法第五十七条の三第三項の規定に基づき新規化学物質の名称を公表する件(厚生労働一〇九)
- 薬事法施行規則第一百四十条の規定に基づき深夜及び早朝の時間帯として厚生労働大臣が定める時間帯及び他の一般販売業の店舗と共同して行う医薬品の販売又は授与に関する厚生労働大臣が定める基準を廃止する件(同一一七)

- 薬事法施行令第二十条第二項の規定に基づき製造管理又は品質管理に注意を要するものとして厚生労働大臣が指定する医薬部外品の一部を改正する件(同一一四)
- 放射性物質等の運搬に関する基準の一部を改正する件(同一一五)
- 薬事法第五十条第八号の規定に基づき習慣性があるものとして厚生労働大臣の指定する医薬品の一部を改正する件(同一一六)
- 薬事法施行令第二十条第二項の規定に基づき製造管理又は品質管理に注意を要するものとして厚生労働大臣が指定する医薬部外品の一部を改正する件(同一一七)
- 薬事法施行規則第二百五十四条第一号及び第二号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する医療の用に供するガス類その他これに類する医薬品及び歯科医療の用に供する医薬品を定める件(同一一九)
- 薬事法施行規則第二百五十四条第一号及び第二号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する医療の用に供するガス類その他これに類する医薬品及び歯科医療の用に供する医薬品を定める件(同一二〇)

- 内閣府本府組織令の一部を改正する政令(五六)
- 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令(五七)
- 国家公務員共済組合法による再評価率の改定等に関する政令等の一部を改正する政令(五八)
- 地方公務員等共済組合法による再評価率の改定等に関する政令等の一部を改正する政令(五九)
- 予算決算及び会計令の一部を改正する政令(六〇)
- 薬事法関係手数料令の一部を改正する政令(六一)
- 社会福祉士及び介護福祉士法施行令及び精神保健福祉士法施行令の一部を改正する政令(六二)
- 健康保険法施行令の一部を改正する政令(六三)

- 動物用医薬品の使用の規制に関する省令の一部を改正する省令(農林水産一四)
- 動物用医薬品等取締規則の一部を改正する省令(同四五)
- 健康保険法施行規則第百三十五条の二第二項第二号に規定する厚生労働大臣の定める費用の額の算定方法を定める件(同一一一)
- 放射性医薬品基準の一部を改正する件(同一一二)

- 薬事法施行規則第二百五十四条第一号及び第二号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する医療の用に供するガス類その他これに類する医薬品及び歯科医療の用に供する医薬品を定める件(同一二〇)
- (以下次のページへ続く)
- 本日公布された法令の「あらまし」は、次のページに掲載されています。





## 医薬品、医療機器等手数料単価比較表

注) 手数料額欄の下段は、薬事法関係手数料令の条項を表したものである。

区分		【現行】手数料額				【改定】手数料額			
		国		機構	調査	国		機構	調査
		審査				審査			審査
医薬品製造業許可 許可更新	実地	26,200		97,400	30,100			97,400	
	書面	2条1項1号	16条1項3号1	2条1項1号		16条1項3号1		16条1項3号1	
区分変更	実地	26,200		55,300	30,100			55,300	
	書面	3条1項1号	16条1項3号口	2条1項1号		16条1項3号口		16条1項3号口	
許可証書換 許可証再交付	実地	26,200		97,400	30,100			97,400	
	書面	3条1項1号	16条1項2号口	3条1項1号		16条1項2号口		16条1項2号口	
医療機器製造業許可 許可更新	実地	26,200		97,400	30,100			97,400	
	書面	2条1項2号	16条1項3号1	2条1項2号		16条1項3号1		16条1項3号1	
区分変更	実地	26,200		55,300	30,100			55,300	
	書面	3条1項2号	16条1項3号口	2条1項2号		16条1項3号口		16条1項3号口	
許可証書換 許可証再交付	実地	26,200		97,400	30,100			97,400	
	書面	3条1項2号	16条1項2号	3条1項2号		16条1項2号		16条1項2号	
医療機器修理業許可 許可更新	実地	26,200		97,400	30,100			97,400	
	書面	12条1項	16条1項3号1	12条1項		16条1項3号1		16条1項3号1	
外国製造業者認定(医薬品・医療器具外品) 認定更新	実地	26,200		55,300	30,100			55,300	
	書面	12条1項	16条1項3号口	12条1項		16条1項3号口		16条1項3号口	
			</						

区分	分	【現行】手数料額						【改定】手数料額					
		国			機構			国			機構		
		審査	調査	審査	調査	審査	調査	審査	調査	審査	調査	審査	調査
区分更 認定証書換 認定証再交付 外国製造業者認定(医療機器)	実地	19,400		64,600+旅費		23,400		64,600+旅費		16条2項2号1		16条2項2号1	
	書面	19,400		16条2項2号1		39,700		16条2項2号口		6条1項1号		16条2項2号口	
認定更新 区分更 認定証書換 認定証再交付	実地	15,700		16条2項2号				14条1項2号		19,700			
	書面	14条1項2号						15条1項2号		19,700			
新医薬品(その1)(オーファン以外) 規格違い品目	実地	19,400		64,600+旅費		23,400		64,600+旅費		16条2項3号1		16条2項3号1	
	書面	19,400		16条2項3号		39,700		16条2項3号口		5条1項3号		16条2項3号口	
新医薬品(その1)(オーファン) 規格違い品目	実地	19,400		64,600+旅費		23,400		64,600+旅費		16条2項2号1		16条2項2号1	
	書面	19,400		16条2項2号1		39,700		16条2項2号口		6条1項4号		16条2項2号口	
新医薬品(その2)(オーファン) 規格違い品目	実地	15,700		16条2項2号				16条2項2号口		6条1項1号		16条2項2号口	
	書面	14条1項2号						14条1項2号		19,700			
新医薬品(その2)(オーファン) 規格違い品目	実地	15,700		16条1項2号				15条1項2号		19,700			
	書面	15条1項2号						15条1項2号					
新医薬品(その2)(オーファン以外) 規格違い品目	実地	480,700		23,788,100		6,559,600		533,800		23,788,100		6,559,600	
	書面	7条1項1号イ(1)	17条1項1号イ(1)	17条2項1号イ	17条1項1号イ(1)	7条1項1号イ(1)	17条1項1号イ(1)	17条1項1号イ(1)	17条1項1号イ(1)	17条2項1号イ	17条2項1号イ	17条2項1号イ	
新医薬品(その1)(オーファン) 規格違い品目	実地	131,500		2,464,000		1,639,800		147,700		2,464,000		1,639,800	
	書面	7条1項1号イ(2)	17条1項1号イ(3)	17条2項1号ハ	17条2項1号ハ	7条1項1号イ(2)	17条1項1号イ(2)	17条1項1号イ(3)	17条1項1号イ(3)	17条2項1号ハ	17条2項1号ハ	17条2項1号ハ	
新医薬品(その1)(オーファン) 規格違い品目	実地	480,700		19,934,100		3,286,000		533,800		19,934,100		3,286,000	
	書面	7条1項1号イ(1)	17条1項1号イ(2)	17条2項1号口	17条2項1号口	7条1項1号イ(1)	17条1項1号イ(1)	17条1項1号イ(2)	17条1項1号口	17条2項1号口	17条2項1号口	17条2項1号口	
新医薬品(その2)(オーファン) 規格違い品目	実地	131,500		2,061,500		818,100		147,700		2,061,500		818,100	
	書面	7条1項1号イ(2)	17条1項1号イ(4)	17条2項1号二	17条2項1号二	7条1項1号イ(2)	17条1項1号イ(2)	17条1項1号イ(4)	17条1項1号二	17条1項1号二	17条1項1号二	17条1項1号二	
新医薬品(その2)(オーファン) 規格違い品目	実地	314,900		11,353,100		2,463,200		343,900		11,353,100		2,463,200	
	書面	7条1項1号イ(3)	17条1項1号イ(5)	17条2項1号木	17条2項1号木	7条1項1号イ(3)	17条1項1号イ(3)	17条1項1号イ(5)	17条1項1号木	17条2項1号木	17条2項1号木	17条2項1号木	
新医薬品(その2)(オーファン) 規格違い品目	実地	90,100		1,174,300		615,900		100,300		1,174,300		615,900	
	書面	7条1項1号イ(4)	17条1項1号イ(6)	17条2項1号ヘ	17条2項1号ヘ	7条1項1号イ(4)	17条1項1号イ(4)	17条1項1号イ(6)	17条2項1号ヘ	17条2項1号ヘ	17条2項1号ヘ	17条2項1号ヘ	
新医薬品(その2)(オーファン) 規格違い品目	実地	314,900		9,345,700		1,232,500		343,900		9,345,700		1,232,500	
	書面	7条1項1号イ(5)	17条1項1号イ(7)	17条2項1号ト	17条2項1号ト	7条1項1号イ(5)	17条1項1号イ(5)	17条1項1号イ(7)	17条2項1号ト	17条2項1号ト	17条2項1号ト	17条2項1号ト	
後発医療用医薬品	実地	90,100		1,004,100		310,100		100,300		1,004,100		310,100	
	書面	7条1項1号イ(6)	17条1項1号イ(8)	17条2項1号于	17条2項1号于	7条1項1号イ(6)	17条1項1号イ(6)	17条1項1号イ(8)	17条2項1号于	17条2項1号于	17条2項1号于	17条2項1号于	
適合性調査あり	実地	29,200		412,100		214,000		28,100		412,100		214,000	
	書面	7条1項1号イ(7), (8)	17条1項1号イ(9)	17条2項1号リ	17条2項1号リ	7条1項1号イ(7), (8)	17条1項1号イ(7), (8)	17条1項1号イ(9)	17条2項1号リ	17条2項1号リ	17条2項1号リ	17条2項1号リ	
適合性調査なし	実地	29,200		412,100				28,100		412,100		412,100	
	書面	7条1項1号イ(7), (8)	17条1項1号イ(9)			7条1項1号イ(7), (8)	17条1項1号イ(7), (8)	17条1項1号イ(9)		412,100		412,100	

区分		【現行】手数料額				【改定】手数料額			
		国		機構	調査	国		機構	調査
一般用医薬品	スイッチOTC等	先の申請品目	203,500	1,291,600			202,200	1,291,600	
	規格違ひ品目	7条1項1号イ(9)	17条1項1号イ(10)			7条1項1号イ(9)	17条1項1号イ(10)		
	その他	203,500	1,291,600			202,200	1,291,600		
	体外診断用医薬品(承認基準なし)	7条1項1号イ(10)	17条1項1号イ(10)	19,300	110,300	7条1項1号イ(10)	17条1項1号イ(10)		
	体外診断用医薬品(承認基準あり)	7条1項1号イ(11)	17条1項1号イ(11)	51,100	584,100	7条1項1号イ(11)	17条1項1号イ(11)		
医薬部外品・化粧品	基本	7条1項1号イ(15)	17条1項1号イ(14)	24,100	282,900	7条1項1号イ(15)	17条1項1号イ(14)		
	シリーズ追加	7条1項1号イ(14)	17条1項1号イ(13)	24,100	60,300	7条1項1号イ(14)	17条1項1号イ(13)		
	医薬部外品・化粧品	7条1項1号イ(13)	17条1項1号イ(12)	20,000	63,500	7条1項1号イ(13)	17条1項1号イ(12)		
	医薬品審査(承認事項一部変更承認)	7条1項1号口(1),ハ	17条1項1号口(1),ハ			7条1項1号口(1),ハ	17条1項1号口(1),ハ		
	新医薬品(その1、その2)(オーファン以外)	先の申請品目 効能・効果、用法又 は用量の変更	7条1項2号イ(1),(7)	17条1項2号イ(1)	10,190,500	2,463,200	343,900	10,190,500	
新医薬品(その1、その2)(オーファン)	規格違ひ品目	90,100	1,057,400	615,900		100,300	1,057,400		
	その他の(上記以外の 変更)	7条1項2号イ(2),(8)	17条1項2号イ(2)	17条2項2号口	7条1項2号イ(2),(8)	17条1項2号イ(2)	17条2項2号口		
	(再審査期間中)	16,700	205,100	120,700		20,600	205,100		
	新医薬品(その1、その2)(オーファン)	7条1項2号イ(3),(9)	17条1項2号イ(3)	16,700	205,100	7条1項2号イ(3),(9)	20,600		
	効能・効果、用法又 は用量の変更	7条1項2号イ(3),(9)	17条1項2号イ(3)	314,900	8,434,300	343,900	8,434,300		
新医薬品(その1、その2)(オーファン)	規格違ひ品目	90,100	875,600	310,100		100,300	875,600		
	その他の(上記以外の 変更)	7条1項2号イ(5),(11)	17条1項2号イ(5)	16,700	132,700	7条1項2号イ(5),(11)	17条1項2号イ(5)		
	(再審査期間中)	16,700	132,700	109,800		20,600	132,700		
	新医薬品(その1、その2)(オーファン)	7条1項2号イ(6),(12)	17条1項2号イ(6)	16,700	132,700	7条1項2号イ(6),(12)	17条1項2号イ(6)		
	効能・効果、用法又 は用量の変更	7条1項2号イ(13)	17条1項2号イ(1)	314,900	10,190,500	343,900	10,190,500		
後発医療用医薬品	規格違ひ品目	90,100	1,057,400	615,900		100,300	1,057,400		
	ガイドライン等に基づくもの	7条1項2号イ(14)	17条1項2号イ(2)	16,700	35,600	7条1項2号イ(14)	17条1項2号イ(2)		
	その他の(上記以外の 変更)	7条1項2号イ(15)	17条1項2号イ(7)	16,700	205,100	7条1項2号イ(15)	17条1項2号イ(7)		
	適合性調査あり	7条1項2号イ(16)	17条1項2号イ(3)	16,700	205,100	7条1項2号イ(16)	17条1項2号イ(3)		
	適合性調査なし	7条1項2号イ(16)	17条1項2号イ(3)			7条1項2号イ(16)	17条1項2号イ(3)		

区分		【現行】手数料額				【改定】手数料額		
		国		機構	調査	国	機構	
一般用医薬品	スイッチOTC等	効能・効果、用法又は用量の変更	先の申請品目	314,900 7条1項2号イ(7) 90,100 7条1項2号イ(18)	10,190,500 17条1項2号イ(1) 1,057,400 17条1項2号イ(2)	7条1項2号イ(17) 100,300 7条1項2号イ(18)	343,900 17条1項2号イ(1) 1,057,400 17条1項2号イ(2)	
		規格違ひ品目		16,700 7条1項2号イ(19)	56,400 17条1項2号イ(8)	20,600 7条1項2号イ(19)	56,400 17条1項2号イ(8)	
		その他(上記以外の変更)	先の申請品目	314,900 7条1項2号イ(20)	10,190,500 17条1項2号イ(1)	343,900 7条1項2号イ(20)	10,190,500 17条1項2号イ(1)	
		規格違ひ品目		90,100 7条1項2号イ(21)	1,057,400 17条1項2号イ(2)	100,300 7条1項2号イ(21)	1,057,400 17条1項2号イ(2)	
		ガイドライン等に基づくもの		16,700 7条1項2号イ(22)	35,600 17条1項2号イ(7)	20,600 7条1項2号イ(22)	35,600 17条1項2号イ(7)	
	その他(上記以外の変更)	効能・効果、用法又は用量の変更		16,700 7条1項2号イ(23)	56,400 17条1項2号イ(8)	20,600 7条1項2号イ(23)	56,400 17条1項2号イ(8)	
		体外診断用医薬品(承認基準なし)		35,300 7条1項2号イ(26)	295,800 17条1項2号イ(11)	42,800 7条1項2号イ(26)	295,800 17条1項2号イ(11)	
		体外診断用医薬品(承認基準あり)	基本	19,500 7条1項2号イ(25)	143,500 17条1項2号イ(10)	23,500 7条1項2号イ(25)	143,500 17条1項2号イ(10)	
		シリーズ追加		19,500 7条1項2号イ(24)	31,900 17条1項2号イ(9)	23,500 7条1項2号イ(24)	31,900 17条1項2号イ(9)	
		医薬部外品・化粧品		15,800 7条1項2号口(1),ハ	35,600 17条1項2号口(1),ハ	19,700 7条1項2号口(1),ハ	35,600 17条1項2号口(1),ハ	
医療機器審査(新規承認)								
医療機器承認(臨床あり)								
医療機器承認(承認基準なし、臨床なし)								
医療機器承認(承認基準あり、臨床なし)								
医療機器承認(承認事項一部変更承認)								
再審査								
医薬品再審査	先の申請品目	166,400 9条1項1号イ	806,600 17条8項1号イ	2,673,700 17条9項号イ	184,900 9条1項号イ	806,600 17条8項1号イ	2,673,700 17条9項1号イ	
	規格違い等品目	65,500 9条1項1号口	271,500 17条8項1号口	892,100 17条9項号口	74,300 9条1項1号口	271,500 17条8項1号口	892,100 17条9項1号口	

区分		〔現行〕手数料額			〔改定〕手数料額		
		国		機構	国		機構
		審査	調査		審査	調査	調査
新医療機器 医療機器再審査	新医療機器	84,100	502,600	624,600	92,400	502,600	624,600
	新医療機器以外	9条1項2号イ 64,900	17条8項2号イ 51,600	17条9項1号八 9条1項2号口	9条1項2号イ 70,600	17条8項2号イ 51,600	17条9項1号八 9条1項2号口
医薬品承認前試験 主製剤	医薬品承認前試験	150,000			149,500		
	主製剤	7条4項1号			7条4項1号		
動物試験対象 動物(サル)試験対象	動物試験対象	1,220,400			1,195,300		
	動物(サル)試験対象	7条4項2号 18,754,900			7条4項2号 18,754,500		
		7条4項3号			7条4項3号		

医療機器の審査等に係る手数料改定について(現行と新区分の対比表)

別 紙

(単位: 円)

【現行】手数料額			
区分	国	機構	審査 調査
<b>医療機器審査(新規承認)</b>			
医療機器承認 (臨床あり)	107,500 7条1項1号二(1)	3,077,000 17条1項1号二(1)	664,500 17条2項1号又 (臨床)
医療機器承認 (基準あり・臨床なし)	35,300 7条1項1号二(2)	282,900 17条1項1号二(2)	68,500 17条2項1号ル
医療機器承認 (基準なし・臨床なし)	35,300 7条1項1号二(3)	1,164,300 17条1項1号二(3)	68,500 17条2項1号ヲ
<b>医療機器審査(一部変更承認)</b>			
医療機器承認 (臨床あり)	99,600 7条1項2号二(1)	1,533,000 17条1項2号二(1)	664,500 17条2項2号ト
医療機器承認 (基準あり・臨床なし)	27,400 7条1項2号二(2)	143,500 17条1項2号二(2)	37,100 17条2項2号チ
医療機器承認 (基準なし・臨床なし)	27,700 7条1項2号二(3)	584,100 17条1項2号二(3)	37,100 17条2項1号リ

【改定】手数料額			
区分	国	審査	機構 調査
<b>医療機器審査(新規承認)</b>			
クラスIV: 新医療機器		100,000	8,705,500
クラスIV: 改良医療機器(臨床あり)		100,000 7条1項1号二(1)	6,213,000 17条1項2号二(1)
クラスIII又はII: 新医療機器		100,000 7条1項1号二(2)	6,213,000 17条1項2号二(2)
クラスIII又はII: 改良医療機器(臨床あり)		100,000 7条1項1号二(3)	3,721,200 17条1項2号二(3)
クラスIV: 後発医療機器(基準あり・臨床なし)		33,300 7条1項1号二(5)	429,200 17条2項1号ル
クラスIII又はII: 後発医療機器(基準あり・臨床なし)		33,300 7条1項1号二(6)	344,100 17条2項1号ル
クラスIV: 改良医療機器(基準なし・臨床なし)		33,300 7条1項1号二(7)	2,355,400 17条2項1号ヲ
クラスIV: 後発医療機器(基準なし・臨床なし)		33,300 7条1項1号二(8)	1,767,700 17条2項1号ヲ
クラスIII又はII: 改良・後発医療機器(基準なし・臨床なし)		33,300 7条1項1号二(9)	1,409,900 17条2項1号ヲ
<b>医療機器審査(一部変更承認)</b>			
クラスIV: 新医療機器		95,000 7条1項2号二(1)	4,357,500 17条2項2号
クラスIV: 改良医療機器(臨床あり)		95,000 7条1項2号二(1)	3,109,900 17条2項2号ト
クラスIII又はII: 新医療機器		95,000 7条1項2号二(1)	3,109,900 17条2項2号ル
クラスIII又はII: 改良医療機器(臨床あり)		95,000 7条1項2号二(1)	1,872,400 17条2項2号
クラスIV: 後発医療機器(基準あり・臨床なし)		28,400 7条1項2号二(2)	217,600 17条2項2号
クラスIII又はII: 後発医療機器(基準あり・臨床なし)		28,400 7条1項2号二(2)	173,600 17条2項2号チ
クラスIV: 改良医療機器(基準なし・臨床なし)		28,400 7条1項2号二(3)	1,181,200 17条2項2号
クラスIV: 後発医療機器(基準なし・臨床なし)		28,400 7条1項2号二(3)	884,200 17条2項2号
クラスIII又はII: 改良・後発医療機器(基準なし・臨床なし)		28,400 7条1項2号二(3)	709,500 17条2項2号